

小山町告示第208号

小山町運送事業者支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月27日

小山町長 池谷 晴一

小山町運送事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に原油価格の高騰の影響を大きく受けている運送事業者の事業継続の支援を目的として、運送事業者に対し、予算の範囲内において小山町運送事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 運送事業者 貨物自動車運送事業を営む法人又は個人事業主をいう。
- (3) 被けん引自動車 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定する被けん引自動車をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす運送事業者とする。

- (1) 令和4年10月1日時点において、町内に主たる事業所が所在し、かつ、町内で貨物自動車運送事業を実施していること。
- (2) 貨物自動車運送事業に必要な許可等を全て有していること。
- (3) 交付申請後においても、町内で貨物自動車運送事業の継続の意思があると認められること。
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 小山町暴力団排除条例（平成24年小山町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (3) その他町長が不相当と認める者
（交付対象事業）

第4条 支援金の交付の対象となる事業は、交付対象者が営む貨物自動車運送事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

（交付対象車両）

第5条 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象事業の用に供するため、交付対象者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（二輪を除く。）であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 自動車検査証（有効期間内のものに限る。以下同じ。）において使用の本拠の位置が町内である車両
- (2) 法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車（被けん引自動車を除く。）
（支援金の額）

第6条 支援金の額は、交付対象車両1台につき5万円とする。ただし、交付対象車両のうち小型乗用車及び軽自動車にあつては1台につき3万円とする。

2 支援金の交付は、1事業者当たりにつき1回限りとし、100万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、小山町運送事業者支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 交付対象車両一覧表（様式第3号）
- (3) 交付対象事業に係る国土交通大臣の許可書その他これらに準ずるものとして町長が認める書類のいずれかの写し
- (4) 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
- (5) 法人である運送事業者にあつては、履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のものに限る。）

(6) 個人事業者である運送事業者にあつては、直近の確定申告書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付申請期間)

第8条 支援金の交付の申請を行うことができる期間は、令和4年12月27日から令和5年2月28日まで（期間内必着）とする。

(交付の決定)

第9条 町長は、第6条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、小山町運送事業者支援金決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受領してから7日以内に小山町運送事業者支援金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不適正と認めるとき。

(支援金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により交付の決定の取消し等を行った場合は、当該取消し等に関し、既に支援金が交付されているときは、小山町運送事業者支援金返還命令書（様式第6号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告の提出及び検査)

第13条 町長は、必要があるときは、交付対象事業又は交付対象事業に係る会計の状況に関し必要な報告若しくは資料を提出させ、又は職員をして実施について検査させることができる。

(書類の整備)

第14条 交付決定者は、交付対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、支援金の交付の決定の日の属する年度の翌年から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年12月27日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条に規定する交付の決定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。